

委託契約書

(総則)

第1条 委託者兵庫県立こやの里特別支援学校長 (以下「甲」という。)
と受託者 (以下「乙」という。) との間に兵庫県立こやの里特別支援
学校の児童・生徒の登下校の用に供するスクールバスの運行管理業務 (以下「委託業
務」という。) の委託を目的として別添仕様書及び以下の条項を定め、甲、乙ともに
誠実に履行するものとする。

(委託業務)

第2条 甲は前条の規定により次のとおり乙に業務を委託するものとする。

- (1) 車両の運行に関する業務
- (2) 車両の点検、整備、修繕等の維持管理に関する業務
- (3) 車両の美化に関する業務

2 乙は、委託業務の目的及び趣旨に従い、関係法令を遵守し、信義を持って誠実に自
己の責任で委託業務を完全に履行しなければならない。

(委託車両)

第3条 委託業務の遂行のため必要とする車両は次のとおりとし、県が所有する車両に
ついては無償で使用させることができる。

なお、甲は新規に購入する車両登録番号が判明した時点で、速やかに乙にバスの仕
様及び車両登録番号を通知することとする。

コース名	車両登録番号	車 両	車 名	年式	運行委託系統
1		自家用バス	いすゞ	H29	別図のとおり
2	神戸200 は1567	自家用バス	三菱	R1	
3	神戸200 は1760	自家用バス	いすゞ	R4	
4	神戸200 は1686	自家用バス	いすゞ	R3	
5	神戸200 は1404	自家用バス	いすゞ	H30	
6	神戸200 は1317	自家用バス	いすゞ	H29	
7	神戸200 は1870	自家用バス	三菱	R6	
8	神戸200 は1847	自家用バス	いすゞ	R5	
9	神戸200 は1855	自家用バス	いすゞ	R6	
10	神戸200 は1761	自家用バス	三菱	R4	
11	神戸200 は1687	自家用バス	いすゞ	R3	

(委託期間)

第4条 甲が乙に業務委託する期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(委託料)

第5条 甲が乙に業務委託のため支払う金額は、本契約期間につき 円（うち消費税及び地方消費税 円）とする。

2 第1項に定める額の12分の1の額を月額とする。乙は、各月分を翌月の10日までに請求することとし、甲は請求を受けた月の末日までに乙に支払うものとする。

なお、月額に円未満の端数を生じる場合においては、3月分で精算する。

(契約保証金)

第6条 ①乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として、金 円（契約金額の100分の10以上）を納付しなければならない。

②甲は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条第1項第○号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(車両運行の基準及び委託料の変更)

第7条 第1条の目的に従い、児童・生徒の登下校に関するスクールバス運行を基準内運行といい、授業時間帯の変更による運行時間の繰り上げ又は繰り下げ及び休日等の振替授業日（代休日を設定）の運行を含むものとする。ただし、甲は、必要に応じて基準内運行日数を減ずることができる。この場合において、運行日数が別紙仕様書に記載されている予定日数を下回ったときは、第5条に定める委託料の減額を行い、書面によりこれを定めるものとする。

2 前項にいう基準内運行予定日数減に伴う委託料の減額については、1日につき〇〇円とする。なお、委託契約金額を変更する時期は、令和7年11月1日及び別途協議し、決定した日とする。ただし、甲は、予定日数のうち、運行しなかった日数に単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を減額するものとする。

3 甲が学校行事等の都合で第1項の基準内運行以外の目的でスクールバスを運行させる場合、これを基準外運行といい、必要が生じたときは、その都度甲・乙協議の上実施するものとする。

4 前項にいう基準外運行についての経費は、1kmにつき〇〇円とし、その請求及び支払いについては、第5条に準ずるものとする。ただし、甲は、走行距離に単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を支払うものとする。

(経費区分)

第8条 乙は次の事項を実施するときは、あらかじめ甲の指示によるものとし、これに要する費用は甲の負担とする。

(1) 自動車損害賠償責任保険、リサイクル料金、重量税に関すること。

(2) 車両の備品（車両本体から独立し、かつ常備されている標準装備のもの）。

(3) 車両に係る下記の修繕で、1箇所の見積額が10万円（税抜き）を超えるものについて、故障等による機能欠損、低下等が認められ、スクールバスの運行上、影響があると発注者が認めたもの

① エンジン機構、動力伝達機構、ステアリング機構、前後アクスル機構、排ガス機

構、電子制御機構、乗員保護機構、ブレーキ機構、空調機構、タイヤ等本来より車両に付帯したもの。但し、タイヤ（スタッドレスタイヤを含む。）の購入、取付け、処分について、仕様書において指示した場合を除く。

② ボディー外板の塗装、剥離、錆、雨漏り及び車両内部のシート等経年劣化によるもの

(4) 児童・生徒の行為に起因する損傷の回復に関すること。

2 代替車両にかかる経費については、仕様書に定めるとおりとし、仕様書に定めのない事項は甲乙協議のうえ決定する。

(管理責任者の届出)

第9条 乙は本契約の履行に関し、乙の従業員の中から責任者を定め、甲に書面により届出をし、その者に他の業務従事を指揮監督させるとともに、委託業務の管理及び甲との連絡等に当たらせなければならない。

(車両の保管場所等)

第10条 車両の保管場所及び方法は、甲の指定又は指示によらなければならない。

(任意保険の加入)

第11条 乙はその管理する車両及び委託業務について、乙の費用負担により、仕様書に定める任意保険に加入するものとする。

(事故の報告及び処理)

第12条 乙は、委託業務の実施により事故が生じた場合には、直ちに甲に報告し、その指示を受けるものとする。

2 乙は、甲の指示に基づき、委託業務の実施により生じた事故に対する処理を行うものとする。

(損害賠償の責任)

第13条 乙（乙の従業員を含む。）は、委託業務の実施により甲若しくは第三者に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

2 乙は、管理する車両を滅失したときは同等品以上の代物を弁償し、毀損したときは原型に復するものとする。

(履行の報告及び確認)

第14条 乙は次の各項により、車両管理確認日誌、車両走行実績及び車両管理報告書をそれぞれ甲に提出するものとする。

2 車両管理確認日誌（様式1）は、委託業務実施日の翌日（翌日が休日のときはその翌実施日）に提出するものとする。

3 車両走行実績及び車両管理報告書（様式2）は、委託業務実施月の翌月に提出するものとする。

(遵守事項)

第15条 本契約の履行に当たり乙は、甲の仕様書に従い関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、業務従事者を適正に配置し、指導監督と教育指導を行い、委託業務の趣旨に従い誠実かつ善良な管理者の注意をもって、処理しなければならない。

2 乙は、その委託された車両の善良な管理者として責任をもって管理し、委託業務以

外の目的に使用してはならない。

- 3 乙は、委託業務の実施中に知り得た秘密及び一般に公表されていない事項を他に漏らしてはならない。

(労働法上の責任)

第16条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、社会保険関係諸法令その他従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任を持って労務管理を行い、甲に対し一切の責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

(規律維持)

第17条 乙は、委託業務に従事する従業員の教育指導に万全を期し、職場の秩序規律を保持し、風紀の維持に責任を負い、秩序ある業務処理に努め、甲の信用を維持し、甲及び児童・生徒、保護者その他の関係者等に迷惑をかけないものとする。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第19条 乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

第20条 削除

(再委託の禁止等)

第21条 乙は、委託業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項における主体的部分とは、委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。
- 3 乙は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。
- 4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。
- 5 乙は、委託業務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。
- 6 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 7 乙は、委託業務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(生成AIの利用に関する保証)

第22条 受注者は、委託業務を処理するに当たり、生成AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を利用する場合には、発注者に対し、委託業務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。

(生成AIへの入力及び出力結果)

第23条 受注者は、委託業務を処理するに当たり、生成AIを利用する場合には、委託業務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成AIに入力してはならず、生成AIの出力結果を確認して修正することなく成果物として発注者に提出してはならない。

(調査等)

第24条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に適正な履行を求めることができる。

2 乙は、特別な理由がない限り、前項の調査又は報告に応じることとし、この契約の終了後も、この契約が終了する日（以下「契約終了日」という。）の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。

(契約の解除)

第25条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 委託期間内に乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込がないとき。

(2) 乙又はその代理人その他の使用人が監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。

第25条の2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

(2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

第25条の3 甲は、第25条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

2 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

3 前項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

- 4 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 5 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第26条 甲は、第28条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したとき、又は第21条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 第25条の3第2項から第5項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第27条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行わせようとした場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第28条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第29条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

(適正な労働条件の確保)

第30条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記2「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(遅延利息)

第31条 乙は、第25条の3第2項の規定による違約金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

(賠償の予約)

第32条 乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用し

ていた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、委託料の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。委託事務が完了した後も同様とする。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。
- (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（氏名等の公表）

第33条 甲は、乙が関係法令若しくは契約事項に違反するとき又は第24条第1項の規定による調査等に誠実に応じないときは、その旨及び乙の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）その他甲が必要と認める事項を公表することができる。

2 前項の公表は、当該事案が悪質又は重大である場合その他甲が必要と認める場合において実施するものとする。

3 前2項の規定は、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、適用があるものとする。

（帳簿等の備付け）

第34条 乙は、当該委託業務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、これらの書類を保存しなければならない。

（管轄裁判所）

第35条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（その他）

第36条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

甲 伊丹市瑞ヶ丘2丁目3番2号
兵庫県立こやの里特別支援学校長 印

乙 〔所在地〕
〔名称〕
〔代表者職氏名〕 印

誓約書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

兵庫県立こやの里特別支援学校長 様

所在地
名称
代表者職氏名
電話番号
電子メール

誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

兵庫県立こやの里特別支援学校スクールバス運行管理業務委託契約

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県立こやの里特別支援学校長 様

所在地
名称
代表者職氏名
電話番号
電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、确实かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を取り扱うときは、乙又は甲の事務所内において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び業務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は委託業務の一部を第三者(乙の子会社を含む。)に委任し、又は請け負わせ(以下「再委託等」という。)てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等(以下「再委託等に関する事項」という。)を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託等することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

3 乙は、委託業務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合(3次委託等)には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

4 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、委託業務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

6 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙及び再委託先が契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(遵守状況の報告)

第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

- (1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者に関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

- (1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。
- 4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）
- (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

令和7年度 兵庫県立こやの里特別支援学校スクールバス運行管理業務委託仕様書

この仕様書は、スクールバス運行管理業務の概要を示すものであって、受託者は現状に応じ、ここに記載されていない事項については、兵庫県立こやの里特別支援学校長（以下、「発注者」という。）と協議のうえ、誠意をもって行うものとする。

なお、本契約は運転員の提供のみならず、車両の整備、修理、燃料、備品、消耗品等の購入、車両運行管理のための事務手続及び事務処理全般等、車両運行管理全体にかかる請負契約である。また、本県所有のバスを用いた、いわゆる「自家用自動車管理業」であり、道路運送法上にかかる事業許可は不要である。

1 委託業務について

受託者は、仕様書に基づき、法令を遵守し、安全かつ適正に運行の業務等を行うこと。

① 車両の運行に関する業務

- ア 受託者は、発注者が作成した運行計画に基づき運行すること。（別紙のとおり）
但し、安全運転の確保等が困難と判断する場合は委託者と協議することとする。
- イ 受託者は、この業務に適した運転員（大型自動車第二種運転免許証を保有し大型バスの運転経験を有することが望ましい）を配置すること。また、運転員の病
気等に備え、特定の代替運転員を配置し、予め書面にて発注者に通知すること
- ウ 運行にあたっては、運行前点検から運行、運行後点検、清掃までを行うこと。

(ア) 基準内運行

- (i) 生徒登校日における通常の児童生徒の送迎に伴う運行（長期休業期間中における登校日を含む。） 予定日数198日

なお、運行日数が予定日数を下回った場合には、別途提示する全車両が登校・下校ともに運行しなかった日数に応じた額を減額する。ただし、バスが車庫を出発後に暴風警報の発令等により休校となった日については運行日として、減額しない。

（参考）令和6年度の基準内運行減額単価

1日あたり6,046円

- (ii) 各学期前、車両変更時等における試走

(イ) 基準外運行

上記(ア)以外において校外活動等学校長が教育上必要とする活動に係る運行

なお、基準外運行については、別途提示する走行距離に応じた額を委託料に加えて支払する。

（参考）令和6年度の基準外運行単価

1kmあたり106円（軽油）

② 車両の点検、整備、修繕等の維持管理に関する業務

善良な管理者の注意をもって、車両が完全かつ適切に使用できるよう、点検、整備及び修繕等の維持管理を行うこと。なお、下記の点は、委託業務に含むので、注意すること。

ア 法定点検（車検、3か月点検）

- (ア) 道路運送車両法その他関連法令等に基づき適切かつ完全に実施すること。
但し、重量税及び自動車賠償責任保険料、法定リサイクル料金については、発注者が負担する。

(イ) 受託者において法定点検を実施できない場合は、必要に応じ協議を行い、当該事項に関する再委託を認めることがある。

イ 道路運送車両法等に基づく日常点検を行うこと。

ウ 燃料、オイル等について、購入及び補充を適切かつ完全に行うこと。

エ 車両の整備等について、あらかじめ仕様書において指示したものは、時期等について、学校と協議の上、行うこと。

オ 点検、整備、修繕等の状況は、必要に応じ発注者へ協議するとともに、その結果は書面により発注者へ報告すること。

カ 車両の故障等により運行不能な時は、代替車両により児童・生徒の通学を確保すること。なお、原則、点検・整備等は、発注者と調整し、スクールバスの運行日以外に実施すること。

キ 整備管理者の選任、届出等、法令に基づく必要な手続を行うこと。等

③ 車両の美化に関する業務

車両の内外の清掃を日常的に行い、清潔に保つこと。

④ 上記①～③に付随する業務

2 車両について

(1) 受託者は、発注者が所有するバスを無償で使用することができる。また、発注者が所有するバスは委託業務以外に使用しないこと。

(2) 受託者は、車両管理のための事務手続、事故処理全般等について適正に処理すること。

3 業務の履行について

委託業務の履行にあたって、委託者が別途提示する項目を遵守するとともに、次の事項を守らなければならない。

ア 受託者は、委託業務の完遂を期するため、運転員のほかに、管理責任者を置くこと。

イ 管理責任者は、運転員を指揮監督するとともに、特別な委託事項の処理及び、円滑な業務の履行を管理し、発注者との連絡にあたらせること。

ウ 受託者は、運転員に対し、受託者の従業員であることを示す名札を着用するなど、その地位を明確に、業務の迅速かつ適切な遂行を期すること。

エ 管理責任者は、運行開始前に運転員の健康状態を確認するとともに、運転員の呼気をアルコール検知器により検査すること。酒気帯びがあった者は運転に就かせず、酒気帯びのないことを確認した代替運転員を運行にあたらせること。

オ 受託者は、積雪、交通渋滞等による道路状況の変化を常に把握し、安全運行及び正常運行に努めること。

カ 運転員は、障害の実態を正しく理解し、常に児童生徒の状況把握と安全確保に努めること。

キ 受託者は、車両管理確認日誌、車両走行実績及び車両管理報告書により、その業務履行について、発注者の検収を得ること。

ク 発注者は、運転員に著しく不適当と認められる者がある場合、受託者にその交代を求めることができるものとする。

4 緊急時の対応および連絡について

(1) 受託者は、自然災害等が発生又はその恐れがある場合は、発注者と協議のうえ対応を決定する。

(2) 受託者は、事故及び不測の事態等が発生した場合は、直ちに緊急連絡先に連絡するとともに

に、発注者と協議のうえ事故等の処理にあたること。受託者は、安全運行上の問題が生じた場合は、発注者と別途協議すること。

5 経費区分について

委託業務にかかる経費は、受託者が負担すること。また、経費について、発注者が負担するもの等は下記のとおりとする。但し、発注者が負担するものについて、受託者の故意または過失による場合はこの限りでなく、受託者が負担すること。

(1) 車両の維持管理等に要する備品及び消耗品については、下記により行うものとする。なお、本仕様書により指示したものについては、受託者が実施し、経費負担すること。但し、発注者が経費負担を行う場合は、発注者の規定により行うので、必要に応じ事前に協議すること。

① 備品（車両本体から独立し、かつ常備されている標準装備のもの）の購入については、原則として発注者が行い、負担するものとする。

（発注者が実施、負担するものの例）

非常用工具、ジャッキ、三角表示板、フロアマット、シートカバー（クリーニングを含む。）、スペアタイヤ、赤旗、非常灯発煙筒 等

② 消耗品（車両の美観、性能維持等、日常の車両手入れに使用するもの及び燃料）の購入については、受託者が行い、経費負担するものとする。

（受託者が負担するものの例）

用品：ワックス、ガラスクリーナー、ポリッシュクリーナー、洗浄ウォッシュ液、バッテリー、曇り止め、タイヤチェーン等

用具：洗車ブラシ、モップ、ウェス、バケツ、タワシ、ほうき、毛バタキ、脚立ホース等の洗浄用品、消臭用品等

燃料：ガソリン、軽油等

(2) 車両の整備、修繕については、下記により行うこととする。なお、本仕様書により指示したものについては、受託者が実施し、経費負担すること。但し、発注者が実施、経費負担を行う場合は、発注者の規定により行うので、事前に協議すること。

ア 発注者が負担のもの

(ア) 車両に係る下記の修繕で、1箇所の見積額が10万円（税抜き）を超えるものについて、故障等による機能欠損、低下等が認められ、スクールバスの運行上、影響があると発注者が認めたもの。

A エンジン機構、動力伝達機構、ステアリング機構、前後アクスル機構、排ガス機構、電子制御機構、乗員保護機構、ブレーキ機構、空調機構、タイヤ等本来より車両に付帯したもの。但しタイヤ（スタッドレスタイヤを含む。）の購入、取付け、処分について、仕様書において指示した場合を除く。

B ボディー外板の塗装、剥離、錆、雨漏り及び車両内部のシート等経年劣化によるもの

(イ) 児童・生徒の行為に起因する損傷を回復するもの。

イ 受託者が実施、負担するものの例

(ア) オイル類（グリスアップオイル、エンジンオイル等）および尿素水（AdBlue）の購入とその補充、交換等

(イ) バッテリー、ファンベルト、各種電球、ブレーキパッド、ボルト類等消耗摩耗

部品とその交換

- (ウ) タイヤ（スタッドレスタイヤを含む。）の購入、取付け及び処分。但し、仕様書において指示をしたものに限る。
 - (エ) 上記ア(ア) A、Bのうち、1箇所の見積額が10万円（税抜き）以下のもの
 - (オ) 仕様書において、特に指示したもの
 - (カ) その他受託者が必要により設置する機器等及びその維持、撤去費用
- (3) 重量税及び自動車賠償責任保険料、法定リサイクル料金については発注者が負担する。
- (4) 車両の故障等の緊急時の代替車両に係る経費については、下記のとおりとする。
- 代替車両にかかる経費については、発注者と受託者は料金等について別途協議するものとする。

6 再委託等について

- (1) 受託者は、受託業務の全部を一括して第三者に委託することはできない。
- (2) 受託者は、発注者が承認すれば委託業務の一部を第三者に委託することができる。
- (3) 発注者は、必要に応じて受託者と協議し、その業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、スクールバス運行委託料から委託に要する経費を減額する。

7 任意保険の加入について

受託者は、下記を最低限とした任意保険に加入すること。

- (1) 対人賠償については無制限、対物賠償については1事故につき無制限、人身傷害補償は1人につき3,000万円の任意保険。
- (2) 受託者は、保険証券の写しなど任意保険の加入内容等がわかる書類を、発注者へ提出すること。

8 損害賠償

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

9 個人情報の保護について

受託者は、個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)第12条の規定に基づき、事業者には個人情報に対する安全確保の措置を講じなければならない。(契約書内「個人情報取扱特記事項」参照)

10 見積内容について

入札にあたっては、委託内容に従い、下記の費用を見積の上、入札書を作成すること。

- (1) 人件費・・・給料・手当・賞与等及び業務従事者の健康管理に係る経費
- (2) 燃料油脂等・・・軽油（ガソリン）・オイル交換等・冷暖房等
- (3) 車両修繕費・・・法定点検・整備・修繕・消耗品費等
 - ※「スクールバス状況表」に示す令和7年度整備を要する事項等にかかる整備費、摩耗部品の取替え及び車検における消耗品、調整費、各種申請費用（発注者が負担する重量税及び自動車賠償責任保険料、法定リサイクル料金は除く。）を含む。
- (4) 諸経費・・・事務諸費・任意保険料・一般管理費

下記（「スクールバス状況表」に示す令和7年度整備を要する事項等に記載のもの）については、令和7年度に交換（廃棄物処理を含む。）等を委託業務として指示するので、十分注意の上、入札すること。

- ① エンジンオイル・燃料フィルター交換（11台分）
- ② タイヤ交換16本（4台分）
- ③ バッテリー交換（2台分）

※整備時期等については、発注者と協議の上、決定すること。

11 その他注意事項

- (1) 関係書類等に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、ア 暴力団または暴力団員でないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。なお、業務の一部を第三者に委託する場合については、その第三者にも上記誓約書の提出を求めることとする。

令和7年度スクールバス運行計画

県立 こやの里 特別支援学校

運行系統名		1系統	2系統	3系統	4系統	5系統					
使用車両	車名	いすゞ	三菱	いすゞ	いすゞ	いすゞ					
	車種	大型	大型	大型	大型	大型					
	仕様	ツーステップ	ツーステップ	ツーステップ	低床・ワンステップ	ツーステップ					
	型式	QKG-LV234Q3	2TG-MS06GP	2RG-LV290Q3	2RG-LV290Q3	2TG-RU1ASDJ					
	登録番号		神戸200は1567	神戸200は1760	神戸200は1686	神戸200は1404					
	年式	平成29年式	令和1年式	令和4年式	令和3年式	平成30年式					
	座席数 〔内、補助席等数〕	50席 補助0席 車椅子0席	50席 補助0席 車椅子0席	47席 補助0席 車椅子0席	47席 補助0席 車椅子0席	50席 補助0席 車椅子0席					
運行距離	1回当たり(登校時)	15.2km	9.1km	8.8km	13.8km	23.4km					
	〔回送距離内数〕	〔7.6km〕	〔3.5km〕	〔4.4km〕	〔5.4km〕	〔11.7km〕					
	年間合計	7,949.6km	4,759.3km	4,602.4km	7,217.4km	12,238.2km					
		R7.4.1 見込数	R6.5.1 人数	R7.4.1 見込数	R6.5.1 人数	R7.4.1 見込数	R6.5.1 人数				
乗車人数	小学部	10	4	13	10	10	12	13	14	14	12
	中学部	9	0	10	7	13	13	8	7	9	8
	高等部	19	7	11	10	10	10	14	9	16	12
	計	38人	11人	34人	27人	33人	35人	35人	30人	39人	32人
	増減	27		7		△2		5		7	
添乗介助員数		2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	
運行状況	始発バス停所在地	川西市萩原台	伊丹市荒牧	伊丹市野間	宝塚市旭町	西宮市名塩新町					
	バス停数	8か所	4か所	3か所	4か所	4か所					
	登校 (月～金)	〔47分〕 8:03～8:50	〔50分〕 8:00～8:50	〔20分〕 8:25～8:45	〔37分〕 8:13～8:50	〔48分〕 8:02～8:50					
	下校	〈火水木〉	①〔26分〕 (火木)15:00～15:26 (水)14:00～14:26	①〔18分〕 (火木)15:00～15:18 (水)14:00～14:18	①〔28分〕 (火木)15:00～15:28 (水)14:00～14:28	①〔20分〕 (火木)15:00～15:20 (水)14:00～14:20	①〔25分〕 (火木)15:00～15:25 (水)14:00～14:25				
		〈曜日〉 〔運行時間〕	〈月金〉 ①〔26分〕 13:00～13:26 ②〔26分〕 15:00～15:26	〈月金〉 ①〔18分〕 13:00～13:18 ②〔18分〕 15:00～15:18	〈月金〉 ①〔28分〕 13:00～13:28 ②〔28分〕 15:00～15:28	〈月金〉 ①〔20分〕 13:00～13:20 ②〔20分〕 15:00～15:20	〈月金〉 ①〔25分〕 13:00～13:25 ②〔25分〕 15:00～15:25				
	(学校から最終停留所まで)	〈特別時間割〉	①〔26分〕 11:20～11:46	①〔18分〕 11:20～11:38	①〔28分〕 11:20～11:48	①〔20分〕 11:20～11:40	①〔25分〕 11:20～11:45				
		①〔26分〕	①〔18分〕	①〔28分〕	①〔20分〕	①〔25分〕					
	高速道路等の利用の有無		無	無	無	無	無				

令和7年度スクールバス運行計画

県立 こやの里 特別支援学校

運行系統名		6系統	7系統	8系統	9系統	10系統					
使用車両	車名	いすゞ	三菱	いすゞ	いすゞ	三菱					
	車種	大型	大型	中型	大型	大型					
	仕様	ツーステップ	ツーステップ	ツーステップ	ツーステップ	ツーステップ					
	型式	QKG-LV234Q3	2TG-MS06GP	2DG-RR2AJDJ	2RG-LV290Q4	2TG-MS06GP					
	登録番号	神戸200は1317	神戸200は1870	神戸200は1847	神戸200は1855	神戸200は1761					
	年式	平成29年式	令和6年式	令和5年式	令和6年式	令和4年式					
	座席数 〔内、補助席等数〕	49席 補助0席 車椅子0席	50席 補助0席 車椅子0席	37席 補助0席 車椅子0席	47席 補助0席 車椅子0席	50席 補助0席 車椅子0席					
運行距離	1回当たり(登校時)	14.8km	9.1km	11.8km	12.0km	12.8km					
	〔回送距離内数〕	〔5.4km〕	〔3.4km〕	〔5.9km〕	〔2.7km〕	〔6.4km〕					
	年間合計	7,740.4km	4,759.3km	6,171.4km	6,276.0km	6,694.4km					
		R7.4.1 見込数	R6.5.1 人数	R7.4.1 見込数	R6.5.1 人数	R7.4.1 見込数	R6.5.1 人数				
乗車人数	小学部	16	18	6	5	11	9	10	8	18	9
	中学部	6	10	13	13	4	4	10	9	8	10
	高等部	16	7	14	13	11	10	19	16	12	12
	計	38人	35人	33人	31人	26人	23人	39人	33人	38人	31人
	増減	3	2	3	6	7					
添乗介助員数		2人	2人	2人	2人	2人					
運行状況	始発バス停所在地	宝塚市中山五月台	川西市加茂	宝塚市仁川北	伊丹市宮ノ前	宝塚市伊子志					
	バス停数	4か所	3か所	3か所	4か所	3か所					
	登校 (月～金)	〔40分〕 8:10～8:50	〔21分〕 8:29～8:50	〔25分〕 8:25～8:50	〔35分〕 8:15～8:50	〔20分〕 8:30～8:50					
	下校	〈火水木〉	①〔28分〕 (火木)15:00～15:28 (水)14:00～14:28	①〔16分〕 (火木)15:00～15:16 (水)14:00～14:16	①〔18分〕 (火木)15:00～15:18 (水)14:00～14:18	①〔27分〕 (火木)15:00～15:27 (水)14:00～14:27	①〔21分〕 (火木)15:00～15:21 (水)14:00～14:21				
		〈曜日〉 〔運行時間〕	〈月金〉 ①〔28分〕 13:00～13:28 ②〔28分〕 15:00～15:28	〈月金〉 ①〔16分〕 13:00～13:16 ②〔16分〕 15:00～15:16	〈月金〉 ①〔18分〕 13:00～13:18 ②〔18分〕 15:00～15:18	〈月金〉 ①〔27分〕 13:00～13:27 ②〔27分〕 15:00～15:27	〈月金〉 ①〔21分〕 13:00～13:21 ②〔21分〕 15:00～15:21				
	(学校から最終 停留所まで)	〈特別時間割〉	①〔28分〕 11:20～11:48	①〔16分〕 11:20～11:36	①〔18分〕 11:20～11:38	①〔27分〕 11:20～11:47	①〔21分〕 11:20～11:41				
		高速道路等の利用の有無	無	無	無	無	無				

令和7年度スクールバス運行計画

県立 こやの里 特別支援学校

運行系統名		11系統								
使用車両	車名	いすゞ								
	車種	大型		型	型	型	型	型	型	
	仕様	低床・ワンステップ								
	型式	2RG-LV290Q3								
	登録番号	神戸200は1687								
	年式	令和3年式								
	座席数	47席								
[内、補助席等数]	補助 車椅子	0席 0席	補助 車椅子	0席 0席	補助 車椅子	0席 0席	補助 車椅子	0席 0席	補助 車椅子	0席 0席
運行距離	1回当たり(登校時)	12.9km								
	[回送距離内数]	[5.6km	[[[[[[[
	年間合計	6,746.7km								
		R7.4.1 見込数	R6.5.1 人数	R7.4.1 見込数	R6.5.1 人数	R7.4.1 見込数	R6.5.1 人数	R7.4.1 見込数	R6.5.1 人数	
乗車人数	小学部	13	15							
	中学部	10	7							
	高等部	13	9							
	計	36人	31人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	増減	5		0		0		0		0
添乗介助員数		2人								
運行状況	始発バス停所在地	伊丹市森本								
	バス停数	4か所								
	登校 (月～金)	[33分] 8:17～8:50	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
	下校	< 火水木 > ① [30分] (火木)15:00～15:30 (水)14:00～14:30	< > ① []	< > ① []	< > ① []	< > ① []	< > ① []	< > ① []	< > ① []	
	< 曜日 > [運行時間]	< 月金 > ① [30分] 13:00～13:30 ② [30分] 15:00～15:30	< > ① []	< > ① []	< > ① []	< > ① []	< > ① []	< > ① []	< > ① []	
	(学校から最終 停留所まで)	< 特別時間割 > ① [30分] 11:20～11:50	< > ① []	< > ① []	< > ① []	< > ① []	< > ① []	< > ① []	< > ① []	
	高速道路等の利用の有無	無								

こやの里特別支援学校 1系統(登校)



こやの里特別支援学校 1系統(下校)



こやの里特別支援学校 2系統(登校)



こやの里特別支援学校 2系統(下校)



こやの里特別支援学校 3系統(登校)



こやの里特別支援学校 3系統(下校)



こやの里特別支援学校 4系統(登校)



こやの里特別支援学校 4系統(下校)



こやの里特別支援学校 5系統(登校)



こやの里特別支援学校 5系統(下校)



こやの里特別支援学校 6系統(登校)



こやの里特別支援学校 6系統(下校)



こやの里特別支援学校 7系統(登校)



こやの里特別支援学校 7系統(下校)



こやの里特別支援学校 8系統 (登校)



こやの里特別支援学校 8系統 (下校)



こやの里特別支援学校 9系統(登校)



こやの里特別支援学校 9系統(下校)



こやの里特別支援学校 10系統(登校)



こやの里特別支援学校 10系統(下校)



こやの里特別支援学校 II系統(登校)



こやの里特別支援学校 II系統(下校)



協議書

委託者 兵庫県立こやの里特別支援学校長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と受託者
△△株式会社 代表取締役 △△ △△（以下「乙」という。）との間に兵庫県立こやの里
特別支援学校の児童・生徒の登下校の用に供する通学バスの運行管理業務（以下「委託業務」
という。）の委託を目的とした令和7年4月1日付委託契約について、下記の事項を定め、
甲、乙共に誠実に履行するものとする。

記

- 1 車両の故障等の緊急時の代替車両に係る経費について、以下のとおりとする。
 - (1)代替車両費（○型）について、1日につき○○, ○○○円とする。この金額は、1日
のみ及び連日の初日や最終日、連日の中日全て共通とする。
 - (2)代替車両での運行1日につき令和7年4月1日付委託契約に含まれる人件費（運転員）
△△, △△△円及び燃料費△, △△△円を減額する。
 - (3)代替車両費、人件費（運転員）及び燃料費について、半日利用の場合は、1(1)(2)に
て定めた額の1/2とする。
- 2 委託契約金額を変更する時期は、令和7年11月1日及び別途協議し、決定した日とする。

令和○年○月○○日

甲 兵庫県伊丹市瑞ヶ丘2丁目3番2号
兵庫県立こやの里特別支援学校長 ○○ ○○

乙 兵庫県△△市△△町△△番地△
△△株式会社
代表取締役 △△ △△

(様式1)

車両管理確認日誌

令和 年 月 日

会社名 _____

車両番号 _____

担当者名 _____

履行確認 (署名)									
運転区間			運転時間		キロ数	待時間	摘要	車両関係	
			開始	終了					
			・ 分	・ 分	キ	分		入庫時メーター	キ
			・	・				出庫時メーター	キ
			・	・				本日走行キロ	キ
			・	・				燃料補給量	リ
			・	・				オイル補給量	リ
			・	・				用品名	本
			・	・				備考	
			・	・					
			・	・					
			・	・					

管理責任者 確認(署名)		仕様点検実施 運転者(署名)	
-----------------	--	-------------------	--

運行前点検記録表

- | | | |
|--|---|---|
| <p>1. かじ取りハンドル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 著しい遊び、又はがたの有無 ・ 異常な振れ、取られ、重さの有無 <p>2. ブレーキ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 踏みしろの適否、きき具合の良否、片ぎきの有無 ・ ブレーキの液量 ・ ブレーキレバーの引きしろの適否、きき具合の良否 <p>3. タイヤ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空気圧の適否 ・ 亀裂及び損傷、異状磨耗の有無 ・ 溝の深さの適否 <p>4. シャシばね</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 折損、ずれの有無 | <p>5. 原 動 機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排気の色の良い否 ・ 冷却水量の適否 ・ ラジエータ・キャップの取付の良否 ・ ラジエータ等の冷却装置からの水もれの有無 ・ ファンベルトの張りの適否及び損傷の有無 ・ オイルの量及び汚れの適否 <p>6. 燃 料 装 置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料の量の適否 <p>7. 乗 車 装 置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドア・ロックの良否 ・ 座席ベルトの損傷の有無および取付の適否 | <p>8. 燈 火 装 置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点滅具合の良否、汚れ損傷の有無 <p>9. 警音器、方向指示器及び窓ふき器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作用の良否 <p>10. 後写鏡及び反射鏡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 写影の良否 <p>11. 反射器及び自動車登録番号標又は車輛番号標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚れ、損傷の有無 <p>12. 計 器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作用の良否 <p>13. 前日の運行において異状が認められた箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該箇所の異状の有無 <p>14. 運転手の呼気中アルコール検査</p> |
|--|---|---|

※点検内容について漏れなく点検チェックし、不良箇所には×印、異状のない箇所には○印を記入する。

※本様式の内容を網羅した受託者任意の様式を使用しても差し支えない。

(様式2)

車両走行実績及び車両管理報告書

下記のとおり報告いたします。

(月分)

車種名 (登録番号)	実走行キロ	燃料使用量		k m / l	修理状況	稼働日数
		ガス	オイル			
計						

令和 年 月 日

会社名

担当者名